

◎障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

(令和四年五月二五日法律第五〇号) (参)

一、提案理由 (令和四年四月一三日・参議院本会議)

○山田宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案について申し上げます。

全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化等のあらゆる分野の活動に参加するためには、障害者が必要とする情報へのアクセシビリティの向上やコミュニケーションの手段の充実が極めて重要であり、これらに焦点を当てた新たな法律の制定が必要とされております。

こうした状況を踏まえ、本法律案は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進しようとするものであります。

以下、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、障害者による情報の取得等に係る施策の推進に当たっての基本理念を定めております。

第二に、国等は、この基本理念にのっとり、障害者による情報の取得等に係る施策を策定し、及び実施する責務を有することとしております。

第三に、国等は、障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進を図るため、必要な施策を講ずるものとしております。

第四に、国等は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、必要な施策を講ずるものとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告 (令和四年五月一九日)

○橋本岳君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案について申し上げます。

本案は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び提供に対する助成、障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得できるようにするための体制の整備充実等の基本的施策を定めようとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る四月十三日本委員会に付託され、昨日、参議院厚生労働委員長代理者参議院議員川田龍平君から趣旨の説明を聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和四年五月一八日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通への配慮に努めて開発した情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務を優先的に調達する制度について、検討を行うこと。
- 二 情報コミュニケーション・アクセシビリティの推進のため、障害者基本計画の達成状況を踏まえ、法の見直しなど必要な措置を講ずること。
- 三 情報コミュニケーション・アクセシビリティに関する相談窓口の設置を検討すること。
- 四 行政機関に提出する書類のバリアフリー化、災害時の情報保障、選挙における情報アクセシビリティの改善、資格試験など各種試験のバリアフリー化など、情報コミュニケーション・アクセシビリティのさらなる促進について財政的な措置を含め必要な検討を行うこと。
- 五 本法同様に四十七全都道府県と千七百四十一全市区町村の議会から制定を求める意見書が国に提出されていることを踏まえ、手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること。

（注） 参議院においては、委員会の審査は省略された。